

【一般社団法人 LOVE TRIATHLON 定款】

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 LOVE TRIATHLON と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、トライアスロンを軸とした各種スポーツ教室や幅広い市民スポーツへの参加の機会に関する事業を行い、地域住民の心身の健全な発達及び市民スポーツの振興と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会の企画・運営・施行に関する事業
- (2) 各種スポーツ教室及び地域スポーツイベントの開催
- (3) 各種スポーツ選手育成に関する事業
- (4) スポーツ指導者の育成に関する事業
- (5) スポーツを通じての国際交流活動に関する事業
- (6) 各種スポーツ事業への支援
- (7) スポーツ用品等の販売事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事業所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 兵庫県西宮市仁川町六丁目7番17号に置く。

(広告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員の資格)

第5条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

② 社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とし、社員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人格」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

③ 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員または賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により

入会の申し込みをし、社員総会の認証を得なければならない。

(経費の支払い義務)

第7条 社員及び賛助会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。

本条の会費は、社員については、法人法第 27 条に規定する経費となる。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「社員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・賛助会員名簿」を持って法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

②当法人の社員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は社員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員又は賛助会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、止むを得ない事由があるときには、いつでも退社することができる。

2. 死亡又は解散

3. 総社員の同意

4. 除名

② 社員又は賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条及び第 49 条第 1 号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意がある時は、招集手続を経ずに開催できることがある。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障がある

ときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の専任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会においてその社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代理理事)

第19条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第24条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附 則

(設立時社員の氏名)

第25条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

社 員 西 内 洋 行

社 員 石 橋 健 志

社 員 高 橋 正 俊

(設立時理事及び代表理事)

第26条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 西内洋行、石橋健志、高橋正俊

兵庫県西宮市仁川町六丁目7番17号

設立時代表理事 西内洋行

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年8月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第28条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 LOVE TRIATHLON を設立のため、設立時社員西内洋行、石橋健志、高橋正俊3名の定款作成代理人である司法書士山田明良は、電磁記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年8月25日